

果樹の改植・新植に関する補助事業(令和6年度)について

≪ 事業申請・計画承認・実績報告・補助金支払いの時期について ≫

事業の計画申請は、両事業とも 年度当初の1回

両事業とも、実施の意向を12月中にJAへ伝えていただき、必要な書類を揃えて、1月中旬を目安にJAへ提出してください
(※締切日等の詳細は、各JAにお問い合わせください)

【果樹先導的取組支援事業】

計画承認：4月中旬～下旬に承認され(見込み)、以降事業着手可能

実績報告：実施年度の12月末を目途に棚等の設置を完了

1月中旬までに証拠書類(領収書等)をJAへ提出

1月末までに園地の現地確認等を完了、JAから県協会へ報告

補助金の支払い：3月末以降順次手続き(県協会⇒JA⇒対象農家)

【果樹経営支援対策事業】

計画承認：6月中旬頃に承認され(見込み)、以降事業着手可能

実績報告：翌年4月末までに植栽完了、証拠書類(領収書等)をJAへ提出

翌年6月末までに園地の現地確認等を完了、JAから県協会へ報告

補助金の支払い：翌年の8月以降順次手続き(県協会⇒JA⇒対象農家)

≪ 計画申請の際に用意する書類について ≫

園地の地図・青地の確認書・植栽図・工程表・設計図・見積書など

※ 借地の場合は利用権設定のコピー(利用権設定のされていない借地は不可)

※ かん水設備や園地整備メニューは収入保険・果樹共済の加入確認(確約)書

園地の地図：事業実施する園地の場所が判る地図

青地の確認書：実施園地が農振農用地区内の農地であることが確認できる書類

植栽図：改植・新植を実施する園地のどこにどの品種を植栽するか判る様に明記

工程表：作業の内容・日程などの詳細を明記

設計図：設置位置・構造などの詳細を明記(長さ・間隔等の詳細)

見積書との整合性を取る(サイズ・個数など)

※補助対象の棚の仕様は、甲州式(コンクリート及びパイプ支柱)・新甲州式とする

見積書：品種・部品など個別に単価・数量を明記

設計図との整合性を取る(サイズ・個数など)

※ 計画承認・交付決定通知を受けてから事業着手(発注等)できます

※ 実施途中で計画変更することは原則できません。

注) 国の資金の補助事業なので会計検査院の検査の対象、園地及び証拠書類については、最低8年間の維持管理が必要となります